平成２０年（フ）第４４５号
岡山県浅口市寄島町10957番地４
破産者　竹本　浩徳
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第５６６号
岡山県倉敷市玉島乙島4742番地10
破産者　小田　　豊
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第５６７号
岡山県倉敷市玉島乙島4742番地10
破産者　小田　靖子
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
岡山県総社市総社１丁目２番27号
破産者　長谷川　昇
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
岡山県総社市総社１丁目２番27号
破産者　長谷川まゆみ
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成１９年（フ）第６６２号
愛媛県松山市西垣生町828番地の１
破産者　松原　俊之
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４２号
宮崎市橘通西５丁目６番10号　第一原田ビル103号
破産者　堀井　睦己
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第２６７号
長崎県佐世保市稲荷町31番14号
破産者　井上　滿代
１　決定年月日　平成21年７月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第７４８号
盛岡市永井17地割74番地３　小笠原貸家３号
破産者　安部　　茂
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第８０８号
盛岡市加賀野４丁目７番８号　コーポＪ加賀野101号、旧住所岩手県岩手郡雫石町西安庭第41地割154番地10
破産者　山崎　政美
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第３４０８号
愛知県日進市赤池１丁目1509番地　ラ・メゾン赤池701、開始決定時の住所愛知県日進市赤池南２丁目1202番地　カルティア赤池307
破産者　ヘアーステージウイングこと　伊藤　宏樹
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８号
名古屋市北区山田２丁目３番22号　ファミリアーレ大曽根706号、開始決定時の住所名古屋市北区金城町２丁目８番地の19　メゾンドマキ102号
破産者　鎌﨑　和美
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１６９２号
神戸市東灘区鴨子ヶ原１丁目３番６号　エルム御影502号
破産者　林　　容
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９６号
神戸市須磨区道正台１丁目１番２―502号
破産者　野口　裕美
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成１８年（フ）第４１４号
奈良市都祁相河町142番地
破産者　宮奥　茂男
１　決定年月日　平成21年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第９６号
北海道苫小牧市明野新町５丁目１番30号　苫小牧東病院、住民票上の住所北海道日高郡新ひだか町静内青柳町１丁目10番３号
破産者　知里　政則
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１７号
宮城県石巻市沢田志の畑45番地
破産者　阿部　利春
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２０年（フ）第３４号
秋田市将軍野南５丁目11番42号
破産者　曽我　次男
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部